

リフォーム

(1) 対象工事

- ①(必須)住宅の省エネ改修
- ②(任意)住宅の子育て対応改修、防災性向上改修、バリアフリー改修、
空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等

(2) 補助額

リフォーム工事内容に応じて定める上限補助額は下表の通り

世帯の属性	既存住宅購入・長期優良住宅の有無	1戸あたりの 上限補助額
子育て世帯又は 若者夫婦世帯	既存住宅を購入※1※2しリフォームを行う場合※3	60万円
	長期優良住宅の認定(増築・改築)を受ける場合※4	45万円
	上記以外のリフォームを行う場合※4	30万円
その他の世帯※5	長期優良住宅の認定(増築・改築)を受ける場合	30万円
	上記以外のリフォームを行う場合	20万円

※1 売買契約額が100万円(税込)以上であることとします。

※2 令和5年11月2日(令和5年度経済対策閣議決定日)以降に売買契約を締結したものに限りします。

※3 自ら居住することを目的に購入する住宅について、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォームの請負契約を締結する場合に限りします。

※4 自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限りします。

※5 法人、管理組合を含みます。